

令和4年7月 太子町農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和4年7月8日（金）午後1時30分～午後2時30分

2. 開催場所 太子町役場3階 第1会議室

3. 出席委員：1番 吉田委員 2番 松井均委員 3番 松井登委員
4番 松本委員 5番 中辻委員 6番 中尾委員
7番 三浦委員 8番 植木委員 9番 内田委員
10番 早瀬委員 11番 小路委員 12番 内藤委員
13番 川端委員 14番 五十川委員 15番 角田委員
16番 谷内委員 17番 金谷委員

4. 欠席委員： なし

5. 議事日程

議案第1号 農用地利用集積計画に対する審議の件

議案第2号 農地法第3条に係る許可申請の件

議案第3号 農地法第4条に係る許可申請の件

報告第1号 農地法第5条第1項第7号に係る届出受理報告の件

報告第2号 農地法第3条の規定による許可取消願の受理報告の件

6. 事務局職員

事務局長 木下 明紀

事務局 仲村 将樹

高木 俊秀

7. 署名委員

三浦委員 植木委員

8. 議事録

【事務局長】

ただ今より、令和4年7月の定例会を開会します。

それでは、会長より、ご挨拶をいただきます。

【会長】

(あいさつ)

【事務局長】

ありがとうございました。

本日は全員出席で、定数に達しておりますので、定例会は成立しております。それでは太子町農業委員会に関する規程第6条により、会長に議事の進行をお願いいたします。

【会長】

それでは、本日の議事録署名委員について、私から指名いたします。

三浦委員、植木委員 よろしくをお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。なお、議案書を事前送付しておりますので、コロナ対策も兼ねまして、スムーズな議事の進行に、ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは議案第1号について、事務局より説明を求めます。

【事務局】

議案第1号の5番の貸し手が松井登志文委員であるため、退席願います。

(松井登志文委員退席)

議案第1号 農用地利用集積計画に対する審議の件は5件です。議案書の1ページ1番をご覧ください。(議案書説明)

現地確認は角田委員にお願いしました。ご説明よろしくお願いいたします。

【角田委員】

6月24日に事務局と現地確認しました。

場所は、大平橋から約300m北側の農地で、現在はぶどうの棚がある状態です。以上です。

【事務局】

ありがとうございます。本件は、ぶどう塾出身で新規就農者の借り手が貸し手と利用権の設定をされるものです。農地が春日の共有山の為、春日共有山管理委員長の許可の元、貸し手を春日共有山委員長として、利用権の設定をされております。以上です。

続きまして、議案書の1ページ2番をご覧ください。(議案書説明) 現地確認は角田委員にお願いしました。ご説明よろしく願いいたします。

【角田委員】

6月24日に事務局と現地確認しました。

場所は、七ツ池の東側の農地で、現在はぶどうの棚がある状態です。以上です。

【事務局】

ありがとうございます。本件は、ぶどう塾出身で新規就農者の借り手が貸し手と利用権の設定をされるものです。農地が春日の共有山の為、春日共有山管理委員長の許可の元、貸し手を春日共有山委員長として、利用権の設定をされております。以上です。

続きまして、議案書の1ページ3番をご覧ください。(議案書説明) 現地確認は角田委員にお願いしました。ご説明よろしく願いいたします。

【角田委員】

6月24日に事務局と現地確認しました。

場所は、大池から約100m北側の農地で、現在は草が生えてている状態です。以上です。

【事務局】

ありがとうございます。本件は、柏原市で国版認定農業者であり、会社を立ち上げている借り手が、食用のうさぎの畜産業と、野菜や米の栽培を多角的に経営するため、太子町内の農地を探されており、条件が合った貸し手と利用権設定されるものです。以上です。

続きまして、議案書の2ページ4番をご覧ください。(議案書説明) 現地確認は角田委員にお願いしました。ご説明よろしく願いいたします。

【角田委員】

6月24日に事務局と現地確認しました。

場所は、大池から約100m北側の農地で、現在は草木が生い茂っている状態です。以上です。

【事務局】

ありがとうございます。本件は、柏原市で国版認定農業者であり、会社を立ち上げている借り手が、果樹栽培をされるため、太子町内の農地を探されており、条件が合った貸し手と利用権設定されるものです。

続きまして、議案書の２ページ５番をご覧ください。（議案書説明）現地確認は松井均委員にお願いしました。ご説明よろしくお願ひいたします。

【松井均委員】

６月２７日に事務局と現地確認しました。

場所は、塚の前公園から約１００ｍ西側の農地で、現在は野菜が植えられている状態です。以上です。

【事務局】

ありがとうございます。本件は、別の人が家庭菜園栽培として借りられていた農地を今回、新しい借り手と貸し手が、利用権の設定をされるものです。以上です

【会長】

議案第１号について何か質問はありませんか。

・・・【質問対応】

【植木委員】

利用権の期間がいろいろあるが違いを教えてほしい。

【事務局】

おおむね、３年、５年、１０年、１５年のいずれかで貸し手と借り手の間で決めてもらっています。

【三浦委員】

吉川さんはうさぎの畜産のみですか。

【事務局】

畜産のみです。と畜等はいりません。

【会長】

他にございませんか。

無いようですので、議案第１号の１番について採決いたします。本件について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

賛成多数と認めます。

続きまして、議案第1号の2番について採決いたします。

本件について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

賛成多数と認めます。

続きまして、議案第1号の3番について採決いたします。

本件について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

賛成多数と認めます。

続きまして、議案第1号の4番について採決いたします。

本件について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

賛成多数と認めます。

続きまして、議案第1号の5番について採決いたします。

本件について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

賛成多数と認めます。

(松井登志文委員着席)

【局長】

議案第2号の譲受人が金谷会長の家族の方であるため、退席願います。

(金谷会長退席)

太子町農業委員会に関する規程第20条により、会長は職務権限を事務局長に委任することができますので、私の方で進めさせていただきます。

それでは議案第2号について、事務局より説明を求めます。

【事務局】

議案第2号 農地法第3条に係る許可申請の件は1件です。議案書の3ページ1番をご覧ください。(議案書説明)

現地確認は、内藤委員にお願いしました。ご説明よろしく願いいたします。

【内藤委員】

6月28日に事務局と現地確認しました。

場所は、どろんこ広場から約100m西側の農地で現在は米が植えられている状態です。以上です。

【事務局】

ありがとうございました。

本件は、元々耕作されていた譲受人が、今回、譲渡人から所有権移転されるものです。

【局長】

議案第2号について何か質問はありませんか。

・・・【質問対応】

他にございませんか。

無いようですので、議案第2号について採決いたします。本件について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

賛成多数と認めます。

(金谷会長着席)

【会長】

それでは議案第3号について、事務局より説明を求めます

【事務局】

議案第3号 農地法第4条に係る許可申請の件は2件です。隣接した土地になりますので合わせて説明いたします。議案書の4ページをご覧ください。(議案書説明)

現地確認は、吉田委員にお願いしました。ご説明よろしくお願いいいたします。

【吉田委員】

6月27日に事務局と現地確認しました。

場所は、カインズの西側の農地で現在は保全管理されている状態です。以上です。

【事務局】

ありがとうございました。

本件は、申請人がカインズの従業員駐車場として地目変更されるものです。土地の選定理由も、従業員駐車場の為、立地上も適当であります。太子町農業委員会で承認いただけた場合は、引き続き大阪府の許可案件となります。

【会長】

議案第3号について何か質問はありませんか。

・・・【質問対応】

他にございませんか。

無いようですので、議案第3号の1番について採決いたします。本件について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

賛成多数と認めます。

続きまして、議案第3号の2番について採決いたします。本件について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

賛成多数と認めます。

続きまして、報告第1号について、事務局より説明を求めます。

【事務局】

報告第1号 農地法第5条第1項第7号に係る届出受理報告の件は1件です。議案書の5ページ1番をご覧ください。（議案書説明）

現地確認は小路委員にお願いしました。ご説明よろしく願いいたします。

【小路委員】

6月24日に事務局と現地確認しました。

場所は、六枚橋交差点から約150m北側の土地で、現在は整地されている状態です。以上です。

【事務局】

ありがとうございます。本件は、譲受人が本人の駐車場として利用するため所有権移転するものです。よろしく願いいたします。

【会長】

報告第1号について何か質問はありませんか。

・・・**【質問対応】**

他にございませんか。無いようですので、報告第2号について、事務局より報告を求めます。

【事務局】

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による許可取消願の受理報告は、1件です。議案書の6ページをご覧ください。（議案書説明）

尚、本件は許可取消の報告であり耕作状況については確認不要のため、現地確認は事務局で行っております。

譲受人が金銭的な問題により売買できなくなったため、許可の取消をする運びとなりました。取消後は利用権設定を行い、耕作を継続していく予定です。

【会長】

報告第2号について、何か質問はありませんか。

・・・**【質問対応】**

他にございませんか。

次に、その他案件として事務局より何かありますか。

【事務局】

- ・馬（競争引退馬）の放牧地について説明

【三浦委員】

山田財産区の所有地活用を考えていけばよいのでは。

【吉田委員】

葉室公園の東側の遊休農地はどうか。

【川端委員】

鳴き声が気になる。

- ・大阪府農と緑の総合事務所地域政策室より
農空間保全地域制度の説明

他にございませんか。

それでは、本日の案件はすべて終了しました。

次回の定例会は 8月8日 月曜日

時間は午後1時30分からこの場所で開催します。以上で、7月の定例会を閉会します。

署名委員 _____

署名委員 _____